

〔令和2年7月1日版〕

岡山県保育士就職準備金貸付制度 の手引き



社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

目 次

1 制度概要	1
2 各種手続き	3
3 提出書類一覧	7
4 様式一覧	9
5 岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱	22
6 岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱細則	27

覚 書

1 貸付決定番号 _____

2 氏 名 _____

3 貸付を受けた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 借 用 額 _____ 就職準備金 _____ 円

5 連帶保証人 _____ 氏名 _____
住所 _____

《届出・申請等の提出先及びお問合せ先》

〒700-0807

岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 (福祉支援部 生活支援班)

電 話 086-226-3544 (直通)

ホームページ : <http://www.fukushiookayama.or.jp/>

制 度 概 要

1 趣旨

- ・この制度は、潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない方）に就職準備金を貸し付けることにより、保育人材確保を図ることを目的としています。

2 実施主体

- ・社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「岡山県社会福祉協議会」といいます。）が行います。

3 貸付対象者

- ・貸付対象者は、次の要件をいずれも満たす方です。ただし、保育士として週20時間以上の勤務が必要です。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた方を除きます。

（1）以下に掲げる施設又は事業を離職した方、又は当該施設又は事業に勤務経験のない方

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

（2）保育所等（対象施設・事業は、次ページに記載）に新たに勤務する方

※指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府

県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設）を卒業後、速やかに保育所等に勤務

する新卒の保育士は、貸付対象になりません。

4 貸付金の使途と貸付額

- ・就職する際に必要な以下に要する費用として貸し付けます。

（1）保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用

（2）転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料

（3）保育所等で使用する被服費

（4）保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用

（5）保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

（6）申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用

（7）申請者の子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用

（8）その他、岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」といいます。）が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

- ・貸付上限額は400,000円です。ただし、年度によっては、岡山県内の保育士の求人状況等を鑑み、貸付上限額を200,000円とする場合があります。申請の際は、岡山県社会福祉協議会

ホームページにて最新情報をご確認ください。

- ・貸付額は「貸付上限額」と「申込書に記載された額のうち会長が必要と認めた額」のいずれか少ない方の額です。
- ・就職準備金は、指定された口座へ一括して振り込みます。なお、貸付回数は、他の都道府県も含めて1人当たり1回限りです。

5 利子

- ・利子は無利子とします。ただし、所定の期限までに返還しなかった場合、納付期限の翌日から、返還の日までの日数に応じ、所定の延滞利子（年3%）を徴収します。

6 連帯保証人

- ・貸付けには、連帯保証人が1名必要です。
- ・連帯保証人は、申請者と独立した生計を営む保証能力の確実な成年者であることが望ましいです。ただし、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者等）でなければなりません。

※連帯保証人の状況により貸付けが認められない場合があります。

本制度において「保育所等」とは、以下に掲げる施設又は事のことを示しています。

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所
- ② 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - イ ③に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- ④ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- ⑥ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- ⑦ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ⑨ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

各種手続き

1 申込みから貸付けまで

(1) 申込方法

- ・「岡山県保育士就職準備金借入申込書」（以下「申込書」といいます。）に、申込書に記載された必要書類等を添えて、岡山県社会福祉協議会まで郵送または、持参してください。
- ・郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合、責任を負いませんので、十分にご注意ください。
- ・すでに岡山県内の保育所等において、児童の保護等に従事している方が貸付申請を行う場合、従事した日から1か月以内に申請する必要があります。

(2) 申請から決定まで流れ

- ・申込書等が提出された後、提出書類の確認を行い、不備がなければ受理し、貸付審査を経て、2週間から1か月後（※）に貸付決定通知（もしくは不承認通知）を送付します。
※期間は、提出書類の状況（不備があった場合など）により異なります。
- ・貸付決定通知を受けた方は、別に指示する期限までに「岡山県保育就職準備金借用証書」（以下「借用証書」といいます。）、「岡山県保育士就職準備金口座振込申出書」及び、「印鑑登録証明書」（連帯保証人等の分も含む）を提出いただきます。
- ・指定した期限までに借用証書の提出がない場合は、借入れを辞退したものとみなすことがあります。

(3) 再就職準備金の交付

- ・再就職準備金は、借用証書を岡山県社会福祉協議会が受理した後、指定された借受人名義の預金口座に一括で送金します。

（貸付決定番号について）

- ・貸付けが決定した方には、貸付決定番号が付与されます。貸付決定番号は、貸付決定通知書に記載されています。
- ・今後提出する各種届出、申請書類には、貸付決定番号の記入が必要となりますので必ず控えておいてください。

2 各種の届出

- ・次のいずれかの事由が生じた場合は、借受人又は連帯保証人は、当該事由の生じた日から7日以内に届出を行わなければなりません。
 - （1）借受人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき
 - （2）借受人が保育所等において児童の保護等に従事したとき
 - （3）借受人が保育所等において児童の保護等に従事しなくなったとき
 - （4）借受人又は連帯保証人が死亡したとき
 - （5）借受人又は連帯保証人の勤務先又は職業に変更があったとき

- (6) 借受人又は連帯保証人が仮差押、仮処分若しくは滞納処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき（以下「民事保全等」という。）
 - (7) 借受人又は連帯保証人が破産又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は申立てしたとき（以下「破産等」という。）
- ・上記のほか、貸付けの目的を達成するために必要な事項について、書類の提出又は報告を求めることがあります。借受人又は連帯保証人は、当該請求を受けた日から14日以内に書類の提出又は報告を行う必要があります。

[それぞれの時期に必要となる届出、申請等についてわかりやすく一覧としてまとめてあります。適時、参照し、届出や申請漏れのないようにしてください。]

3 介護職員等の業務への従事状況の定例報告（毎年4月15日まで）

- ・借受人は、返還の債務が消滅するまでの間、毎年度4月15日までに、前年度中の従事状況（休業状況を含む。）を証する「業務従事証明書」を岡山県社会福祉協議会に提出する必要があります。
- ・前年度中の従事先が複数ある場合、それぞれの従事先での証明が必要です。
- ・施設・事業所に在職している借受人が、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により従事できていない期間がある場合には、その内容について休業欄に記入してください。
- ・この証明書は、返還債務の免除を受けるために必要な「就職準備金返還免除申請書」の添付書類としても取り扱いますので、返還の債務が免除されるまでの間、忘れないよう毎年度必ず提出してください。

4 返還の免除

(1) 当然免除

- ・次のいずれかに該当する場合は、就職準備金の返還の債務が免除されます。
- ・免除を受けようとする場合は、「就職準備金返還免除申請書」に、免除の要件を満たすことを証する書類を添えて提出しなければなりません。

ア　岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき

イ　岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(業務従事期間について)

- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。
- ・従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、岡山県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

(2) 裁量免除

- ・次のいずれかに該当する場合は、就職準備金の返還の債務の一部又は全部が免除される場合があります。
- ・免除を受けようとする場合は、「就職準備金返還免除申請書」に免除の要件を満たすことを証する書類を添えて提出しなければなりません。
 - ア 死亡し、又は障害により貸付けを受けた就職準備金を返還することができなくなったとき
 - イ 長期間所在不明となっている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
 - ウ 岡山県内において1年以上、保育所等で児童の保護等に従事したとき

- ・ア及びイは、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難である等真にやむを得ない場合に限ります。
- ・ウの場合の免除額は、岡山県内の保育所等において、児童の保護等に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。

5 貸付契約の解除

- ・借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付契約を解除することができます。また、借受人が貸付期間中に契約の解除を申し出たときは、貸付契約を解除します。
 - (1) 退職したとき
 - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 就職準備金を貸付事業の目的以外に流用したとき
 - (5) 虚偽の申込その他不正な手段による借入を行ったとき
 - (6) 民事保全等又は破産等、その他借受人として適当でない事由が生じたとき
 - (7) 一度でも就職準備金の返還を怠ったとき
 - (8) 借受人又は連帯保証人が変更の届出等を怠ったとき
 - (9) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

6 返還

(1) 返還事由

- ・借受人が次のいずれかの返還事由に該当するときは、就職準備金を返還しなければなりません。
 - ア 貸付契約が解除されたとき
 - イ 岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき
 - ウ 岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき
 - エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(2) 返還決定等

- ・借受人が（1）の返還事由に該当することを岡山県社会福祉協議会が知ったとき、岡山県社会福祉協議会は、就職準備金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行います。借受人は、岡山県社会福祉協議会が返還決定した内容に従って貸付金を返還しなければいけません。
- ・返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6か月（返還すべき金額が20万円を超える場合は、12か月）以内の期間を基準として、岡山県社会福祉協議会が返還決定時に定めます。
- ・返還方法は、月賦の元金均等払方式です。なお、返還事由該当後に半年賦等への変更を希望する場合は、就職準備金返還明細書により申し出てください。
- ・返還決定通知書とあわせて、払込取扱票を借受人に送付しますので、返還決定通知書に記載された金融機関で納期限までに払い込んでください。
- ・金融機関の領収書は、払込みの証拠となりますので、大切に保管してください。

(3) 延滞利子

- ・返還決定時に指定した返還期限日までに就職準備金を返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%の延滞利子を徴収します。

7 返還の猶予

- ・借受人が次のいずれかに該当する場合、申請により、その事由が継続する期間、就職準備金の返還の債務の履行が猶予されることがあります。
 - ア 岡山県内において保育所等で児童の保護等に従事しているとき
 - イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

申 請 ・ 届 出 書 類 一 覧

事項	提出書類
借入申込をするとき	<input type="checkbox"/> 岡山県保育士就職準備金借入申込書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 申請者及び連帯保証人の住民票の写し <input type="checkbox"/> 就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等） <input type="checkbox"/> 新たに保育所等に勤務すること及び勤務時間が確認できる書類（雇用契約書の写し等） <p style="margin-left: 2em;">※指定保育士養成施設を卒業した月、又はその翌月から保育所等に勤務する場合は、追加で必要な書類があります。</p> <input type="checkbox"/> 保育士としての直近の勤務経験等を確認できる書類（就職先に提出した履歴書の写し等） <input type="checkbox"/> 保育士証の写し <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得・課税証明書 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第12号）
貸付決定を受けたとき	<input type="checkbox"/> 岡山県保育士就職準備金借用証書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 岡山県保育士就職準備金口座振込申出書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（借受人・連帯保証人等）
保育所等で児童の保護に従事を開始したとき	<input type="checkbox"/> 業務従事（就職）届（様式第8号）
保育所等で児童の保護等に従事しているとき 出産、育児、疾病等により一時的に休業しているとき	<input type="checkbox"/> 業務従事証明書（様式第11号） <p style="margin-left: 2em;">※毎年度4月15日までに提出</p>
保育所等で児童の保護等に従事しなくなったとき	<input type="checkbox"/> 業務離職（退職）届（様式第9号）
2年間、保育所等で児童の保護等に従事したとき	<input type="checkbox"/> 就職準備金返還免除申請書（様式第5号） <p style="margin-left: 2em;">【2年分の返還免除対象業務従事証明書を提出していない場合】</p> <input type="checkbox"/> 業務従事証明書（様式第11号）
借受人・連帯保証人の氏名・住所、電話番号に変更があったとき	<input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更届（様式第7号）
借受人・連帯保証人の勤務先又は職業に変更があったとき	<input type="checkbox"/> 借受人・連帯保証人状況変更届（様式第10号） <p style="margin-left: 2em;">※借受人の児童の保護等の業務に関する届出は、業務従事（就職）届や業務離職（退職）届を使用してください。</p>

借受人・連帯保証人に民事保全等又は破産等、その他借受人・連帯保証人として適当でない事由が生じたとき	<input type="checkbox"/> 借受人・連帯保証人状況変更届（様式第10号）
借受人が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 借受人・連帯保証人状況変更届（様式第10号）
	【業務上の理由による死亡の場合】 <input type="checkbox"/> 就職準備金返還免除申請書（様式第5号）
連帯保証人が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 借受人・連帯保証人状況変更届（様式第10号）

- ・各様式に記載された必要書類を添付して、提出してください。
- ・点線部以下は、特定のケースにおいて追加提出が必要な書類です。
- ・すべてのケースを網羅したものではありませんので、ここに例示されていないケースは、個別にご相談ください。

様式一覧



- ・申請・届出の際は、このページ以降の様式をコピーして使用してください。
- ・様式は、岡山県社会福祉協議会ホームページ (<http://www.fukushiokayama.or.jp>) から印刷して使用することもできます。

様式第1号

岡山県保育士就職準備金借入申込書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿

岡山県保育士就職準備金の貸付を受けたいので、次により関係書類を添えて申し込みます。

フリ 氏	ガナ 名	(姓)	生年月日 (年齢)	年 月 日 (年 歳)
住 所	〒 - 自宅電話 () - 携帯電話 - -			
就 職 先	施設名			
	〒 - 住所	電話 () -		
	勤務開始日	年 月 日		
申請者	<p>私は、以下の要件をいずれも満たしており、かつ、本制度と同種の貸付（保育士修学資金の就職準備金を含む）を受けていないことを誓約いたします。</p> <p>① 岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する以下の施設又は事業を離職した者若しくは当該施設又は事業に勤務経験のない者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(該当番号を○で囲んで下さい。)</p> <p>1. 保育所 2. 幼保連携型認定こども園 3. 家庭的保育事業 4. 小規模保育事業 5. 事業所内保育事業 6. 幼稚園 7. 1~6の勤務経験なし</p> </div> <p>② 要綱第2条第2号に規定する以下の施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者であり、保育士として週20時間以上の勤務に従事する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(該当番号を○で囲んで下さい。)</p> <p>1. 保育所 2. 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 3. 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 4. 認定こども園 5. 家庭的保育事業 6. 小規模保育事業 7. 居宅訪問型保育事業 8. 事業所内保育事業 9. 病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの 10. 一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの 11. 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 12. 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 13. 企業主導型保育事業</p> </div>			
誓 約				
	申請者 氏名 (姓)			

裏面に続く

申 請 者	就職準備金額 (借用希望金額)			円
	就職準備金 の使途・金額	1. 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 2. 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料 3. 保育所等で使用する被服費 4. 保育所等の勤務に当たり研修を受けた際の研修費用 5. 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 6. 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 7. 申請者の子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用 8. その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用 (下欄に具体的に記入して下さい。)		円 円 円 円 円 円 円 円 円
連 帶 保 証 人	フリ 氏 名 ガナ 名		生年月日	年　月　日
			本人との続柄	
	住　　所	〒　　— 電話 (　　)　　—		
勤務先 又は 連絡先	所在地	〒　　—		
	名　称	電話 (　　)　　—		

【記載に当たっての注意事項】

- 「貸付決定番号」欄は、記入しないでください。
- この申込書は、借入申込者が全て記入してください。
- 連帯保証人は、申請者と独立した生計を営む保証能力の確実な成年者であることが望ましいです。ただし、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者等）でなければなりません。
※連帯保証人の状況により貸付けが認められない場合があります。
- 本制度は潜在保育士の支援を目的としているため、新卒保育士（指定保育士養成施設を卒業後、速やかに保育所等に勤務する方）は、貸付対象なりません。

【添付書類】

- 申請者及び連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）
- 新たに保育所等に勤務すること及び勤務時間が確認できる書類（雇用契約書の写し等）
※指定保育士養成施設を卒業した月、又はその翌月から保育所等に勤務する場合は、「保育所等への採用が内定（決定）した日を確認できる書類（内定通知書の写し等）」を追加で提出してください。
- 保育士としての直近の勤務経験等を確認できる書類（就職先に提出した履歴書の写し等）
※以下に掲げる施設又は事業を離職したこと若しくは当該施設又は事業に勤務経験のないことが確認できるもの

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園
- 保育士証の写し
- 連帯保証人の所得・課税証明書 ※最新の所得に対応するもの
- 保育士就職準備金貸付事業における個人情報の取扱いについて（別紙様式第12号）
※裏面の同意書に申請者と連帯保証人がそれぞれ記入・押印したもの

岡山県保育士就職準備金口座振込申出書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号			
申出の理由	1 : 新規	2 : 変更	
住 所	〒 一		
フリガナ			生 年 月 日
氏 名	(印)		年 (月 日) (歳)

借り受ける就職準備金は、次の私の口座へ振り込んでくださいと申します。

振込先	金融機関名		本店・支店等名	
	口座の種類	1 : 普通預金	2 : 当座預金	3 : ()
口座番号				
フリガナ 口座名義				

- (注) 1 記入にあたって、選択のところは該当するものに○をつけてください。
 2 借受人**本人名義の口座**を指定してください。
 3 ゆうちょ銀行の場合は、「店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。
 　このとき、「本店・支店等名」欄には「店名・店番」を記入してください。
 　これらが通帳に記載されていない場合は、郵便局で通帳記載してもらう必要があります。
 　なお、「記号・番号」は、記入不可です（振込みできません）。
 4 この申出書は、**指定口座通帳のコピー（金融機関名、口座番号、名義が確認できるページ）**を、必ず添付して提出してください。

様式第4号

年　月　日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号_____

本人人_____印

連帯保証人_____印

就職準備金返還明細書

就職準備金の返還の明細は次のとおりです。

本人	氏名		職業 (勤務先) (電話番号)	電話番号(自宅)	
	生年月日	年　月　日			
連帯保証人	現住所			職業	
	現住所			本人との続柄	
連帯保証人	氏名				
返還方法 (○で選択)	・月賦(回) ・半年賦(回) ・一括払い	返還開始 年　月　日	返還終了 年　月　日		
返還金額	1回当たり (ただし、最終回のみ) 円	返還総額 円			

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____ - _____ - _____

就職準備金返還免除申請書

下記のとおり、就職準備金の返還の債務の免除を受けたいので申請します。

借受人氏名		貸付決定番号	
借用金額	円		
免除申請金額	円		
免除申請理由 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したため		
	<input type="checkbox"/> 岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため		
	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は障害により貸付けを受けた就職準備金を返還することができなくなったため		
	<input type="checkbox"/> 長期間所在不明となっている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したため		
	<input type="checkbox"/> 岡山県内において1年以上、保育所等で児童の保護等に従事したため(裁量免除)		
	<input type="checkbox"/> その他()		
参考事項			

添付書類：免除の事由を証する書類

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____ - _____ - _____

就職準備金返還猶予申請書

下記のとおり、就職準備金の返還の債務の履行猶予を受けたいので申請します。

借受人氏名			貸付決定番号			
借用金額	円					
猶予申請金額	円					
猶予申請期間	年	月	から	年	月	まで
猶予申請理由 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 岡山県内において、保育所等で児童の保護等に従事しているため					
	<input type="checkbox"/> 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるため					
	※やむを得ない理由について、この欄に具体的に記入して下さい。					
参考事項						

添付書類：猶予の事由を証する書類

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 ・ 氏 名 等 変 更 届

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

1 貸付決定番号

2 借受人氏名

3 住所・氏名等を変更した者の区分 借受人 連帯保証人
(該当するものに□)

4 旧氏名

フリガナ
新氏名

5 旧住所 〒 —

—————
電話 () —

新住所 〒 —

—————
電話 () —

6 その他参考事項

【添付書類】

・変更後の住所・氏名等が確認できる書類（住民票の写し等） ※電話番号の変更の場合は不要

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

業務従事(就職)届

下記のとおり岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱第7条第1号に規定する業務に従事(就職)しましたので、届け出ます。

記

1 従事(就職)年月日 年 月 日

2 従事(就職)先 所在地 _____

施設名称 _____

3 職種

4 雇用形態

5 1週間の所定労働時間 時間／週

6 その他参考事項

〔勤務先証明欄〕

上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日

(勤務先) 所在地 _____

施設(法人)名等 _____

代表者職氏名 _____ 印

電話番号 _____

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

業務離職（退職）届

下記のとおり岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱第7条第1号に規定する業務を離職（退職）しましたので、届け出ます。

記

1 異職（退職）年月日 年 月 日

2 異職（退職）した従事先 所在地 _____

施設名称 _____

3 異職（退職）した理由

- 4 今後の業務従事意思
- (該当するものに□)
- 岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事する意
思はありません。
 - 就職活動を行い、速やかに岡山県内の保育所等において
児童の保護等に再度従事します。
 - その他 ()

5 その他参考事項

〔勤務先証明欄〕

上記項目のうち1及び2について、相違ないことを認めます。

年 月 日

(勤務先) 所在地 _____

施設(法人)名等 _____

代表者職氏名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

住所_____

氏名_____ 印

借受人・連帯保証人状況変更届

下記のとおり状況の変更について、届け出ます。

記

- ## 1 貸付決定番号

- ## 2 借受人氏名

- ### 3 状況の変更があった者の氏名

- 4 状況の変更があった者の種別 借受人 連帯保証人
(該当するものに☑)

- 5 状況の変更の内容
(該当するものに☑)

 - 死亡
 - 勤務先の変更 (新勤務先名称 :
(新勤務先所在地 :))
 - 職業の変更 (新職業 :))
 - その他 ())

- 6 状況の変更があった日 年 月 日

- ## 7 その他参考事項

【添付書類】

- ・上記の事実を証明する書類 ※勤務先、職業の変更の場合は不要
 - ・借受人の保育所等における児童の保護等に関する勤務先及び職業の変更届出については、様式第8号や様式第9号を使用してください。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

業務従事証明書

氏名		貸付決定番号	
		(印)	生年月日 年 月 日
本人の住所	〒 -	電話番号	
保育所等の名称			
保育所等の所在地			
職種			
雇用形態及び労働時間	常勤 • 非常勤 • その他 ()		
	1週間の所定労働時間		時間／週
従事期間 (※1)	年 月 日 ~ 年 月 日		
休業 (※2)	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	理由		

〔勤務先証明欄〕

上記のとおり従事したことを証明します。

(勤務先) 所在地 _____

施設(法人)名等 _____

代表者職氏名 _____ (印)

電話番号 _____

※1 従事期間の欄には、岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱第7条第1号に規定する業務へ従事した期間を記入してください。

※2 疾病や出産・育児等、やむを得ない理由により休業した期間がある場合に記入してください。

岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 潜在保育士の再就職準備金（以下「就職準備金」という。）の貸付けの対象は、以下の要件のいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

（1）以下に掲げる施設又は事業を離職した者、又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

（2）以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所
- ② 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - イ ③に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- ④ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- ⑥ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第

34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

- ⑦ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて同法第34条の15第2項、同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ⑨ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

（貸付額）

第3条 就職準備金の貸付額は、200,000円以内とする。ただし、別に定める保育士の有効求人倍率が一定以上の地域又は被災地域においては、200,000円を加算し、400,000円以内とする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

（貸付方法及び利子）

第4条 就職準備金は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第5条 就職準備金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならぬ。ただし、就職準備金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、就職準備金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除）

第6条 会長は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、貸付対象者が就職準備金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第7条 会長は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、就職準備金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 就職準備金の貸付けを受けた者が岡山県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、岡山県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第8条 就職準備金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 就職準備金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 貸付対象者が岡山県内において第7条第1号に規定する業務に従事しなかったとき。

(3) 貸付対象者が岡山県内において第7条第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第9条 会長は、就職準備金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない就職準備金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 岡山県内において第7条第1号に規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 10 条 会長は、就職準備金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた就職準備金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた就職準備金を返還することができなくなつたとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 岡山県内において 1 年以上第 7 条第 1 号に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第 11 条 会長は、就職準備金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

4 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

5 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、令和2年4月1日から令和2年6月30日の間に貸付決定した者から延滞利子を徴収する場合には、年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、岡山県保育士就職準備金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく岡山県保育士就職準備金貸付制度に関して、適正かつ効率的な運用を図るために、事務手続や諸様式等の運営上必要となる事項を定めることを目的とする。

(貸付申請)

第2条 潜在保育士の再就職準備金（以下「就職準備金」という）の貸付けを受けようとする者は、岡山県保育士就職準備金借入申込書（別紙様式第1号。以下「申込書」という。）に、申込書に記載された関係書類を添えて岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 就職準備金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請時において、申込書及び申込書に記載された関係書類（以下「申込書等」という。）により、就職準備金の使途を明示しなければならない。
- 3 すでに要綱第7条第1号に規定する業務へ従事している者が貸付申請を行う場合、原則として、同業務へ従事した日から1か月以内に貸付申請を行わなければならない。

(貸付決定)

第3条 会長は、申込書を受理したときは、必要な審査を行い、就職準備金の貸付けを受ける者を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

- 2 貸付対象者は、要綱第2条第1号から第2号までの要件をいずれも満たす者とする。

ただし、本制度の目的を鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業後、速やかに保育所等に勤務する新卒の保育士は、貸付対象としないものとする。

(借用証書)

第4条 就職準備金の貸付けを受ける者は、第3条の貸付けの決定通知を受けた日から

2週間以内に岡山県保育士就職準備金借用証書（別紙様式第2号。以下「借用証書」という。）を岡山県保育士就職準備金口座振込申出書（別紙様式第3号）並びに就職準備金の貸付けを受ける者及び連帯保証人等の印鑑登録証明書とともに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の期間内に借用証書を提出しない者について、就職準備金の貸付けを辞退したものとみなすことができるものとする。

（貸付額及び交付）

第5条 就職準備金の貸付額については、要綱第2条に規定する保育士として就職する際に必要と考えられる次に掲げる費用に充当するものであり、申込書等により使途を確認した上で貸し付けるものとする。

- （1）保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- （2）転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- （3）保育所等で使用する被服費
- （4）保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- （5）保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- （6）申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- （7）申請者の子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用
- （8）その他、保育士として就職する際に必要な費用として、会長が適当と認める費用

2 貸付額は、要綱第3条に規定する貸付額の上限額と申請者が会長に提出した申込書に記載された額のうち会長が必要であると認めた額のいずれか少ない方の額とする。なお、貸付回数は、他が行う同種の貸付けも含めて、1人当たり1回限りとする。

3 要綱第3条に規定する「別に定める保育士の有効求人倍率が一定以上の地域又は被災地域」における貸付額の加算は、次のいずれかの地域内の保育所等に新たに勤務する者を対象とする。

（1）保育士の有効求人倍率が一定以上の地域

貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による岡山県の保育士の有効求人倍率が全国平均を超えている場合、岡山県内の全ての市町村

(2) 被災地域

「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成28年2月3日雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）4の(4)の②のイにおいて、被災地域として指定された地域のうち岡山県内の地域

4 会長は、借用証書の提出があったとき、就職準備金を一括で交付するものとする。

(貸付契約の解除)

第6条 要綱第6条第1項に規定する「貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退職したとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他就職準備金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 会長は、要綱第6条の規定により契約を解除したときは、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第7条 要綱第7条の規定により返還免除を受けようとする者は、就職準備金返還免除申請書（別紙様式第5号）を会長に提出しなければならない。なお、会長は、所定の届出や従事証明等により返還の債務の当然免除の要件を満たしていることが確認できる場合には、借受人等からの申請によることなく、返還の債務の当然免除を行うことができるものとする。

2 会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めたときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

3 要綱第7条第1号、要綱第8条及び要綱第9条第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第7条第1号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる事由（育児休業等）でなければならない。

(返還)

第8条 借受人が要綱第8条の各号に規定する事由（以下、「返還事由」という。）に該当することを会長が知ったとき、会長は、就職準備金（貸付契約の解除により生ずる就職準備金の返還債務を含む。以下、本条において同じ。）の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行うものとする。借受人は、会長が返還決定した内容に従って就職準備金を返還するものとする。

(2) 返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6か月（ただし、返還すべき金額が20万円を超える場合は、12か月）以内の期間を基準として、会長が返還決定時に定めるものとする。

(3) 返還方法は月賦の元金均等払方式とする。ただし、一時払いにより繰り上げて返還することを妨げない。また、返還は、会長が指定した金融機関の口座への振り込みによるものとする。

なお、返還事由に該当した日以降に、借受人が就職準備金返還明細書（別紙様式第4号）によって半年賦の元金均等払方式等による返還を希望する場合、会長は、半年賦の元金均等払方式等への返還方法の変更を認めることができるものとする。

(4) 返還月額の計算上において1,000円未満の端数が生じるときは、その端数の全額を返還の初回、又は最終回等に含めることにより、返還月額を調整するものとする。

(5) 要綱第8条第3号に規定する事由には、借受人から従事意思喪失の申し出があつた場合だけでなく、借受人に岡山県内で要綱第7条第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったと会長が判断した場合も含まれるものとする。

（返還の債務の履行猶予）

第9条 要綱第9条の規定による猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、就職準備金返還猶予申請書（別紙様式第6号）を返還猶予の事由が生じた日から2週間以内に会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還猶予が適当と認めたときは、返還猶予の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第 10 条 要綱第 10 条第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は要綱第 5 条に規定する連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

また、要綱第 10 条第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第 7 条第 1 号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとする。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

2 裁量免除の額は、岡山県内において、要綱第 7 条第 1 号に規定する業務に従事した月数を、24 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 要綱第 10 条の規定により返還免除を受けようとする者は、就職準備金返還免除申請書（別紙様式第 5 号）を会長に提出しなければならない。なお、会長は、所定の届出や従事証明等により返還の債務の当然免除の要件を満たしていることが確認できる場合には、借受人等からの申請によることなく、返還の債務の裁量免除を行うことができるものとする。

4 会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めたときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

（延滞利子）

第 11 条 要綱第 11 に規定する「就職準備金を返還しなければならない日」とは、返還決定時に会長が定めた返還期間の末日をいうものとする。

2 要綱第 11 に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。

（変更の届出等）

第 12 条 借受人又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、7 日以内に届出書に必要な関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（1）借受人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき

氏名・住所等変更届（別紙様式第7号）

（2）保育所等において児童の保護等の業務に従事したとき

業務従事（就職）届（別紙様式第8号）

（3）保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき

業務離職（退職）届（別紙様式第9号）

（4）借受人又は連帯保証人が死亡したとき

借受人・連帯保証人状況変更届（別紙様式第10号）

（5）借受人又は連帯保証人の勤務先又は職業に変更があったとき

借受人・連帯保証人状況変更届（別紙様式第10号）

（6）借受人又は連帯保証人が仮差押、仮処分若しくは滞納処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき

借受人・連帯保証人状況変更届（別紙様式第10号）

（7）借受人又は連帯保証人が破産又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は申立てしたとき

借受人・連帯保証人状況変更届（別紙様式第10号）

2 借受人は、就職準備金の返還の債務が消滅するまでの間、毎年度4月15日までに、前年度中の要綱第7条第1号に規定する業務への従事状況を証する業務従事証明書（別紙様式第11号）を会長に提出しなければならない。

3 会長は、借受人及び連帯保証人に対し、就職準備金貸付けの目的を達成するために必要な事項について、書類の提出又は報告を請求することができるものとする。なお、借受人及び連帯保証人は、当該請求を受けた日から14日以内に書類の提出又は報告を行わなければならない。

（その他）

第13条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年12月1日から施行する。

2 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によ

るものとする。

3 この細則は、令和元年10月1日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

4 この細則は、令和2年7月1日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。